

学校法人聖路加国際大学知的財産ポリシー

I. 制定の趣旨

学校法人聖路加国際大学（以下「当法人」という。）は、寄附行為において人類奉仕をその目的に掲げ、また聖路加国際大学学則において国内外のすべての人の健康と福祉に貢献することを目的に掲げている。これまでも当法人における学術研究・臨床研究の成果は、主に学会発表、学術論文、著作、企業などの共同研究等を通じて社会に還元されてきた。このような社会連携・貢献を一層促進するために、当法人における知的財産の効果的な創出、保護、管理および活用についての方針（以下「本ポリシー」という。）を制定する。

II. 知的財産権の帰属方針

1. 定義

- (1) 本ポリシーにおいて「教職員等」とは、当法人の役員、教職員並びに研究員をいう。
- (2) 本ポリシーにおいて「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権および回路配置利用権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- (3) 本ポリシーにおいて「職務発明」とは、教職員等が行った発明等であって、その内容が法人の業務の範囲に属するもののうち、当該発明等をするに至った行為が法人における当該教職員等の現在または過去の職務に属するものをいう。
- (4) 本ポリシーにおいて「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (イ) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権、種苗法に規定する品種登録を受ける権利および外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
 - (ロ) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利
 - (ハ) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議のうえ、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

- (5) 本ポリシーにおいて「外部組織」とは、民間企業、民間法人、国、地方公共団体、政府機関、独立行政法人、その他の法人並びに団体をさす。

2. 知的財産権の法人帰属

職務発明にかかる知的財産権は、原則として法人に帰属する。その詳細は、「学校法人聖路加国際大学発明規程」に定めるものとする。

3. 法人帰属とされた知的財産権の維持・管理

法人帰属とされた知的財産権の出願、登録、保管、譲渡、廃棄等に伴う一切の維持・管理は、法人がこれを行なうものとし、その費用は原則として法人負担とする。

III. 発明等の届出と権利の承継等の判断方針

発明等の届出および権利の承継等に関する方法、判断方針については、理事長の委嘱を受けた発明委員会において審議したうえで理事長に上申し、理事長がこれを定めるものとする。

IV. 補償金等の支払い方針

法人が承継した知的財産権の設定登録または移転登録を受けたとき、並びに法人が自ら実施または第三者に実施を許諾した結果あるいは当該知的財産権を譲渡した結果、法人に収入があったときは、当該発明等を行った教職員等は、補償金の支払を受ける権利を有する。その詳細は、「学校法人聖路加国際大学発明規程」に定めるものとする。

V. 研究に携わる学生等の取扱い方針

教職員等は、聖路加国際大学学生・大学院生（以下「学生等」という。）を外部組織との共同研究、受託研究等に関与させる場合または当法人の設備・研究費を用いて研究を行なわせる場合においては、当該学生等に、秘密保持や発明成果についての帰属等について、よく説明したうえで、当該学生等から当法人に対し、当該条項を含む誓約書を提出させるか、または当該学生等と当法人間で当該条項を含む契約の締結に努めるものとする。

VI. 共同研究・受託研究等に関する取扱い方針

1. 当法人は、外部組織との共同研究、受託研究等により外部資金を取得し、更なる研究の高度化を図るものとする。
2. 産官学連携室は、外部組織との連携の窓口として、より多くの教職員等が外部組織との共同研究、受託研究等を行えるよう、当法人の教職員等の研究シーズを企業等へ展開し、かつ法人内の教職員等を啓発するものとする。
3. 外部組織との共同研究、受託研究等において、本学の教職員による研究の結果創出された知的財産権の帰属および持分は、当該知的財産権創出への寄与度に応じて決定することを原則とする。
4. 外部組織との共同研究に関する契約締結については、必要に応じて産官学連携会議において、法人の理念および事業目的との適合性、費用と効果との均衡、この法人に与える影響の大きさ等を審議したうえで、稟議決裁等の必要な内部手続きを経てこれを行うものとする。

VII. 知的財産の活用

当法人は、当法人において創出された知的財産を活用することにより、社会連携・貢献に寄与することを目指すものとする。

VIII. 改廃

本ポリシーの改廃は、常任理事会の議を経て行う。

附則

1. 2019年4月1日 制定
2. 改定：2019年10月1日（IV.共同研究・受託研究等に関する取扱い方針）